

千葉市民生委員・児童委員の選任事務に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民生委員法（昭和23年法律第198号）及び同法施行令（昭和23年政令第226号。以下「政令」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他これらに基づく通知等に基づき、民生委員・児童委員の選任等に関して必要な事項を体系的に定め、もって、民生委員・児童委員の選任に当たって真の適格者を得るとともに、選任に係る適正な事務執行に資することを目的とします。

(基本方針)

第2条 民生委員・児童委員活動の充実強化を図るとともに、真の適格者を得るため、幅広く地域の各層から人材を選任するものとします。

(職務)

第3条 民生委員は、民生委員法第13条に基づき、担当の区域又は事項を定め、その職務を行うとともに、児童福祉法第16条第2項に基づき、児童委員に充てられています。

2 民生委員の職務は、民生委員法第14条において、次のとおり定められています。

- (1) 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- (2) 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- (3) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- (5) 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- (6) 必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

3 児童委員の職務は、児童福祉法第17条において、次のとおり定められています。

- (1) 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- (2) 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- (3) 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- (4) 児童福祉司又は、福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- (5) 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- (6) その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

4 主任児童委員の職務は、児童福祉法第17条第2項において、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこととされています。

(適格要件等)

第4条 民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）の適格要件としては、民生委員法第6条に、市議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者と規定されていますが、同法第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の規定の趣旨をも考慮してこれを具体的に記述すると、おおむね次の各号に掲げる要件を備えた者となります。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談に行けるような者

- (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を堅く守ることができる者
- (5) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

2 主任児童委員は、民生委員の適格要件に該当し、かつ次の各号に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者を推薦するものとします。

- (1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者

ア 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者

イ 学校等の教員の経験を有する者

ウ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者

エ 子ども会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動等の活動実績を有する者

- (2) 女性の積極的登用に努め、千葉市民生委員の定数を定める条例（平成27年千葉市条例第9号）第2条第2項に規定する主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。

3 民生委員が地域社会の信頼を得、住民の期待に応えるためには、活発な行動力と柔軟な指導力を有する適任者の確保が強く要請されていることから、選任における年齢要件は、次の各号に掲げるものとし、できる限り若がえりに努めるものとします。

- (1) 一斉改選の場合においては、次によるものとします。

ア 新任の民生委員（元民生委員を含む。）については、委嘱予定日にお

いて、満65歳未満（選任が困難な場合に限り満72歳未満）の者であること。

イ 現職の民生委員を再任する場合には、委嘱予定日において、満75歳未満の者であること。ただし、次の（ア）～（ウ）の条件を全て満たした場合のみ、75歳以上でも1期のみ再任可能とする。

（ア）選任が困難な場合

（イ）本人の意欲があり、体力に不安がないこと

（ウ）推薦準備会からの積極的な推薦があること

ウ 新任の主任児童委員については、満55歳未満（選任が困難な場合に限り満62歳未満）の者であること。

エ 現職の主任児童委員を再任する場合には、満55歳未満（選任が困難な場合に限り満65歳未満）の者であること。

（2）欠員を補充する場合には、千葉市民生委員推薦準備会の開催日において、民生委員（元民生委員を含む。）については、満65歳未満（選任が困難な場合に限り満72歳未満）の者であること。ただし、主任児童委員については、満55歳未満（選任が困難な場合に限り満62歳未満）の者であること。

4 次の各号に掲げる者については、適格者として認めがたいので、選任に当たっては、特に留意するものとします。

（1）本来の業務が多忙なため、又は病弱その他により、民生委員としての職務を行うことの困難な者

（2）民生委員としてふさわしくない非行のあった者

（3）民生委員としての職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した者又は利用するおそれのある者

（選任にあたっての留意事項）

第5条 民生委員の選任は、真の適格者を求めることを主眼として行なわれるべきものであり、名誉職の交替又は役員割り振りであってはなりません。

2 地域住民の社会連帯の意識を高めるとともに、社会福祉についての理解と

関心を深め、住民参加による地域福祉の推進を図ること、また、福祉と保健・医療の連携を図ることが重要な課題となっているので、特に、これらの問題について十分な理解と関心を有し、かつ、積極的な活動ができる者を選任することとします。

3 新任の民生委員を選任する場合には、社会福祉に対する理解と熱意のあることはもちろんのこと、地域の実情に通じ、積極的な活動が期待できる者としてします。

4 現職の民生委員を再任する場合には、次の各号に掲げる活動実績及び将来にわたって積極的な活動が期待できるかどうかを十分検討することとします。

(1) 低所得者の実態把握と援護活動の実績（福祉票、児童票の整備状況、生活福祉資金貸付制度に対する協力状況等）

(2) 高齢者・母子世帯等の実態把握と援護活動の実績

(3) 児童委員としての活動実績（児童健全育成活動への参加状況、要保護児童に対する実態把握及び関係機関への連絡通報等）

(4) 各種報告の提出状況等

(5) 民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」という。）その他関係諸会合並びに研修会への出席状況

(6) 心配ごと相談所活動への参加状況

(7) 保健福祉センター・児童相談所その他関係機関の業務に対する協力状況

(8) 共同募金、歳末たすけあいその他各種行事に対する参加協力の状況

(9) 在宅援助のためのネットワークづくりやネットワークに対する協力状況

(10) ボランティア活動振興のための活動状況

（推薦組織）

第6条 民生委員の推薦組織としては、民生委員法、千葉市民生委員推薦会要綱（平成4年4月1日施行）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、千葉市

社会福祉審議会条例（平成12年千葉市条例第10号）等に基づき千葉市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）及び千葉市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「審査専門分科会」という。）が設置されています。また、市の区域が広大なため、推薦会自体では候補者の適否を十分知ることが困難であるので、千葉市民生委員推薦準備会要綱（昭和53年7月1日施行）に基づいて民児協の区域ごとに千葉市民生委員推薦準備会（以下「準備会」という。）が設置されています。

（推薦手続）

第7条 民生委員は、民生委員法第5条及び第29条並びに千葉市民生委員推薦準備会要綱第6条第6項の規定により、準備会の推薦を経て推薦会が市長に推薦した候補者を、市長が厚生労働大臣に推薦します。ただし、市長が必要と認める場合は審査専門分科会の意見を聴くこととします。

（準備会）

第8条 準備会に関する事項については、千葉市民生委員推薦準備会要綱に基づき、次のとおり定められています。

（1）準備会委員は、市長が委嘱します。

（2）準備会は、次の4人で構成します。ただし、特に市長が必要があると認めるときは、この限りではありません。

ア 当該民児協の会長若しくは副会長又は会長の推薦する民生委員

イ 社会福祉関係団体の代表として、当該民児協の区域を主たる区域とする千葉市社会福祉協議会地区部会の部会長若しくは副部会長又は千葉市社会福祉協議会会長が会員のうちから推薦する者

ウ 教育に関係のある者として、当該民児協の区域の中学校長又は小学校長

エ 学識経験のある者として、当該民児協の区域を主たる区域とする地区町内自治会連絡協議会の会長若しくは副会長等の役員又は地区町内自治会連絡協議会会長の推薦する者

- (3) 委員のうち3人以上は民生委員であってはなりません。
- (4) 推薦会及び審査専門分科会の委員は、準備会委員となることはできません。
- (5) 委員の任期は3年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- (6) 委員が次のいずれかに該当する場合は、任期中であっても市長はこれを解嘱することができます。
 - ア 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - イ 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合
 - ウ 委員たるにふさわしくない非行のあった場合
 - エ 委員が、第8条第2号に掲げる資格を失った場合
- (7) 準備会の運営については、次のとおりとします。
 - ア 準備会に委員長1人を置き、委員長は委員の互選とします。
 - イ 委員長の任期は、準備会において定めます。
 - ウ 委員長は会務を総理し、準備会を代表します。
 - エ 準備会は委員長が招集し、委員長はその議長となります。
 - オ 準備会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができません。
 - カ 準備会は自主的に運営されるとともに、人選にあたっては、この要綱に定めるところにより、具体的な推薦基準に従い、かつ、適格性を調査するに足る資料に基づいて民生委員候補者を選出し、推薦会に推薦します。
 - キ 準備会は非公開とし、委員は、議事に関して知り得た秘密を漏らしてはなりません。
 - ク 準備会の庶務は、各区高齢障害支援課において処理します。
- (8) 準備会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決めます。

ア 準備会の議事において、議長は、委員として表決に加わる権利を有しません。

イ 準備会の議事において、委員が賛否を表明しないとき、及び賛否が明らかでないときは、否とみなします。

(推薦会)

第9条 推薦会に関する事項については、民生委員法、政令及び千葉市民生委員推薦会要綱に基づき、次のとおり定められています。

(1) 推薦会委員は、市長が委嘱します。

(2) 推薦会委員の定数は12人とし、本市の区域の実情に通ずる者であって、次に掲げる者のうちから、それぞれ2人で構成します。

ア 市議会議員

イ 民生委員

ウ 社会福祉事業の実施に関係ある者

エ 社会福祉関係団体の代表者

オ 教育に関係のある者

カ 学識経験のある者

(3) 推薦会委員の任期は、3年とします。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。

(4) 委員が次のいずれかに該当する場合には、任期中であっても、市長はこれを解嘱することができます。

ア 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

イ 委員たるにふさわしくない非行があった場合

ウ 委員が、第9条第2号に掲げる資格を失った場合

(5) 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前号の規定に従い解嘱せられるものとします。

(6) 推薦会の運営については、次のとおりとします。

ア 推薦会に委員長1人を置き、委員長は委員の互選とします。

イ 委員長の任期は、推薦会で定めます。

- ウ 委員長は、会務を総理します。
- エ 委員長に事故があるときは、あらかじめ推薦会の指定する委員が、その職務を代理します。
- オ 委員長は、推薦会を招集し、その議長となります。
- カ 推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができません。
- キ 推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決めます。
- ク 推薦会は非公開とし、出席者は、議事に関して知り得た秘密を漏らしてはなりません。
- ケ 推薦会に幹事及び書記を置きます。
- コ 推薦会の庶務は、保健福祉局健康福祉部地域福祉課において処理します。

(審査専門分科会)

第10条 審査専門分科会に関する事項については、社会福祉法、社会福祉法施行令、千葉市社会福祉審議会条例及び千葉市社会福祉審議会運営要綱に基づき、次のとおり定められています。

- (1) 審査専門分科会の委員は、千葉市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の委員の中から審議会委員長が指名します。
- (2) 審査専門分科会の委員は、次に掲げる者から構成されます。
 - ア 市議会議員
 - イ 社会福祉事業に従事する者
 - ウ 学識経験者
- (3) 審査専門分科会の委員の任期は3年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- (4) 委員が、審議会委員の資格を失った場合、審査専門分科会の委員の資格も失うものとします。
- (5) 審査専門分科会の委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のため

めに利用した場合は、当該委員について、審議会委員長は、第10条第1号の規定による指名を取り消すことができます。

- (6) 審査専門分科会に専門分科会長（以下「会長」という。）1人を置き、委員の互選によりこれを定めます。
- (7) 会長は、審査専門分科会の事務を掌理します。
- (8) 会長に事故がある時は、あらかじめその指名する委員が、その職務を行います。
- (9) 審査専門分科会は会長が招集し、会長はその議長となります。
- (10) 審査専門分科会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。
- (11) 審査専門分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。
- (12) 審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とします。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行します。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年9月1日から施行します。
- 2 平成13年12月1日の一斉改選に限り、第4条第3項第1号イの規定にかかわらず、現職の主任児童委員については、満55歳以上であっても再任することができます。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行します。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年8月1日から施行します。
- 2 改正後の千葉市民生委員・児童委員の選任事務に関する要綱第4条第3項の規定は、平成16年12月1日以後に委嘱される主任児童委員の年齢要件について適用し、同年11月30日までに委嘱される主任児童委員の年齢要件については、なお従前の例によることとします。
- 3 平成16年12月1日の一斉改選に限り、第4条第3項第1号イの規定にかかわらず、現職の主任児童委員については、満55歳以上であっても再任することができます。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行します。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月1日から施行します。
- 2 改正後の千葉市民生委員・児童委員の選任事務に関する要綱第4条第3項の規定は、平成19年12月1日以後に委嘱される民生委員及び主任児童委員の年齢要件について適用し、同年11月30日までに委嘱される民生委員及び主任児童委員の年齢要件については、なお従前の例によることとします。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行します。
- 2 改正後の千葉市民生委員・児童委員の選任事務に関する要綱第4条第3項の規定は、平成22年12月1日以後に委嘱される民生委員の年齢要件について適用し、同年11月30日までに委嘱される民生委員の年齢要件については、なお従前の例によることとします。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行します。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行します。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行します。
- 2 改正後の千葉市民生委員・児童委員の選任事務に関する要綱第4条第3項の規定は、令和4年12月1日以後に委嘱される民生委員の年齢要件について適用し、同年11月30日までに委嘱される民生委員の年齢要件については、なお従前の例によることとします。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行します。